

飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの
活動について



○全体会議の内容報告
○各自治体への施策提言

飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク

全体会議 ●原則年1回開催

◇構成員：ネットワーク委員全員
○専門部会からの報告 ○運営会議からの報告 ○地域課題、施策提案等の総括的協議

報告、提案等

運営会議

●定例・必要時に随時開催

◇構成員：2市1町障がい福祉担当課、障がい者生活支援センター
○個別支援会議の報告 ○困難ケースの協議、調整
○地域課題の集約、整理、分析 ○専門部会設置の検討
(意見交換会等)

協議事項調整

運営会議への提案
ニーズ、課題、困難ケース等
各個別支援会議の報告

個別支援会議 (飯塚市)(嘉麻市)(桂川町)

◇運営主体 障がい者生活支援センター
◇会議主体 2市1町障がい福祉担当課
○個別ケース問題の協議・調整 ●必要時に随時開催

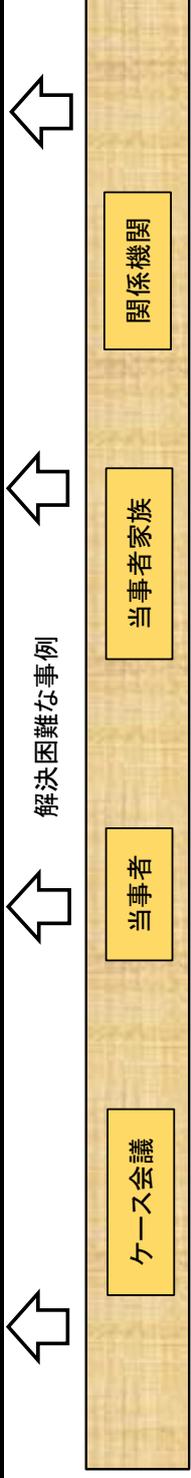
専門部会

◇構成員：ネットワーク会長が指名

◎課題解決型
具体的な課題解決のために一時的に編成される部会
●必要時に随時開催

◎ネットワーク型
地域の底上げや繋がりを共有し普遍的課題を共有し解決する部会
●定例開催

報告、提案等



解決困難な事例

解決
解決
解決

※飯塚圏域障がい者自立支援ネットワークに関するお問い合わせ、地域生活におけるお困り事相談などは2市1町障がい福祉担当課、もしくは障がい者基幹相談支援センターにてお受けします

飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク規約

(協議会の設置)

第1条 飯塚市、嘉麻市及び桂川町(以下「構成市町」という。)は、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項に規定により、協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 前条の協議会は、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(ネットワークの運営)

第3条 ネットワークは、構成市町が共同で運営するものとする。

(協議事項)

第4条 ネットワークは、次に掲げる事項について協議又は調整を行う。

- (1) 障がい福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立及び公平性の確保に関すること。
- (2) 障がい福祉サービス等に対する困難事例の対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関による連絡体制の構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、障がい者福祉に関しネットワークが必要と認める事項

(ネットワークの委員)

第5条 ネットワークは、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、構成市町の協議により、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 障がい者団体関係者

(6) 関係市町の障がい福祉担当課職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、構成市町の長が必要と認める者

(役員及び任期)

第6条 ネットワークに会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、ネットワークを代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(ネットワークの構成)

第7条 ネットワークは、次に掲げる組織をもって構成する。

(1) 全体会議

(2) 運営会議

(3) 個別支援会議

(4) 専門部会

(全体会議)

第8条 全体会議は、運営会議又は専門部会からの報告等を受け、地域課題、施策提案等について総括的な協議を行う。

(全体会議の開催)

第9条 全体会議は、ネットワークの委員全員をもって構成する。

2 全体会議は、ネットワークの会長が招集し、その議長となる。

3 全体会議は、原則年1回開催する。

4 全体会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(全体会議の報告)

第10条 構成市町の障がい福祉担当課は、全体会議で協議された内容を、構成市町が設置する障がい者施策推進協議会に報告するものとする。

(運営会議)

第11条 運営会議は、次に掲げる事項に関し、協議又は調整を行う。

(1) 個別支援会議の結果報告

(2) 専門部会における協議事項

(3) ネットワークの運営に関すること

(運営会議の構成)

第 12 条 運営会議は、構成市町の障がい福祉担当課及び構成市町が委託する相談支援事業者で構成する。

(運営会議の関係者の出席)

第 13 条 運営会議は、問題ケース等の解決にあたり、次に掲げる者の出席を求めることができる。

- (1) 障がい者団体又は支援団体の関係者
- (2) 障がい福祉サービス事業者の関係者
- (3) 保健、医療等の関係機関の関係者
- (4) 就労支援、雇用施策等の関係機関の関係者
- (5) 権利擁護に係る関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営会議が必要と認める者

(運営会議の報告)

第 14 条 運営会議は、協議経過及び結果を全体会議に報告するものとする。

(個別支援会議)

第 15 条 個別支援会議は、各市町に居住する障がい者、障がい児又は障がい者若しくは障がい児の介護を行う者に係る個別ケースの問題の協議又は調整を行う。

(個別支援会議の構成)

第 16 条 個別支援会議は、各市町の障がい福祉担当課及び各市町が委託する相談支援事業者で構成する。

(個別支援会議の関係者の出席)

第 17 条 個別支援会議は、必要に応じて次に掲げる者の出席を求めることができる。

- (1) 障がい福祉サービス等事業者の関係者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要と認める者

(個別支援会議の報告)

第 18 条 個別支援会議は、協議経過及び結果を運営会議に報告するものとする。
なお、個別支援会議において解決困難な事例に関し、運営会議で協議する必要があるときは、運営会議の開催を要請することができる。

(専門部会)

第 19 条 ネットワークの会長は、運営会議の協議において明らかになった障がい者施策の地域における課題について、専門的に調査又は研究を行う必要がある

場合に、分野別に検討を行う専門部会を設置するものとする。

(専門部会の協議事項)

第 20 条 専門部会の協議事項は、運営会議において調整する。

(専門部会の構成)

第 21 条 専門部会の委員は、ネットワークの会長が指名するものとする。

2 各専門部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

3 専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。

4 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会の報告)

第 22 条 専門部会は、協議経過及び結果を全体会議に報告するものとする。

(守秘義務)

第 23 条 ネットワークの事務に従事する者は、各会議において個人が特定できないよう配慮するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 24 条 ネットワークの庶務は、構成市町の障がい福祉担当課と構成市町が委託する相談支援事業者で構成する事務局において行う。

(補則)

第 25 条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、全体会議で定める。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

専門部会（相談支援部会）活動報告書

部会名	相談支援部会（ネットワーク型）
目的	飯塚圏域における相談支援体制において、障がい児者の自立や権利擁護を重視した一般相談・計画相談が実現するよう、相談支援専門員のスキルアップやネットワーク構築を目的に設置するものとする。
構成員領域	指定特定相談支援事業所の相談支援専門員／行政職員／障がい者基幹相談支援センター職員
設置期間	設置期間に定め無し
開催頻度	2回／月（第3金曜日 午後）
活動報告	<p>【平成29年度】</p> <p>■第5回相談支援部会 【開催日】平成29年12月22日 【参加者】28名（相談支援専門員22名、介護保険関係者2名、全体会委員1名、行政職員3名） 【内 容】「介護保険への移行について」</p> <p>■第6回相談支援部会 【開催日】平成30年2月16日 【参加者】22名（相談支援専門員21名、全体会委員1名） 【内 容】「今年度の振り返りと来年度の活動について」</p> <p>【平成30年度】</p> <p>■第1回相談支援部会 【開催日】平成30年4月20日 【参加者】39名（相談支援専門員33名、全体会委員1名、行政職員5名） 【内 容】「法改正について（行政説明）」</p> <p style="padding-left: 2em;">①行政説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング実施標準期間の見直しについて ・相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定について ・計画相談支援の基本報酬の見直し（加算含む）について <p style="padding-left: 2em;">②指定相談支援事業所からの意見（体制について）</p> <p style="padding-left: 2em;">③企画委員について（承認）</p> <p style="padding-left: 2em;">④年間計画について</p> <p>■第2回相談支援部会 【開催日】平成30年6月15日 【参加者】30名（相談支援専門員26名、全体会委員1名、行政職員3名） 【内 容】「相談業務における意見交換」</p> <p style="padding-left: 2em;">意見交換・グループ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画作成業務に関する事

	<p>・勉強会や企画に関する事</p> <p>■第3回相談支援部会 【開催日】平成30年8月17日 【参加者】26名（相談支援専門員23名、全体会委員1名、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所2名） 【内 容】「災害時における相談支援業務について」 ①7月の災害時における相談員としての対応／迷った事／困った事など ②災害時における相談支援業務について ③嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 保健師より</p> <p>■第4回相談支援部会 【開催日】平成30年10月19日 【参加者】25名（相談支援専門員24名、全体会委員1名） 【内 容】「事例検討」 分野別（知的／身体／精神／児童）に分かれての検討</p>
<p>今後の活動 （案）</p>	<p>■第5回相談支援部会 【開催日】12月22日（金）15：00～ 【参加者】相談支援専門員／圏域介護保険関係者／全体会委員／行政 【内容】「介護保険への移行について」 ※詳細は11月の基幹センター会議、企画会議にて検討</p> <p>■第6回相談支援部会 【開催日】2月16日（金）15：00～ 【参加者】相談支援専門員／全体会委員／行政 【内容】「来年度の活動について」 ※詳細者1月の企画会議にて検討</p>
<p>企画会議</p>	<p>【開催頻度】1回／2ヶ月（今年度は5・7・9・11月、平成30年1月・3月での開催） 【場所】基幹相談支援センター 【参加者】飯塚圏域内の指定相談支援事業所より代表3事業所、基幹相談支援センター相談支援部会担当者 【内容】翌月以降の部会において、どのような形で実施するか検討や圏域内の相談支援体制における意見交換等</p>

専門部会（相談支援部会）を通して

【飯塚圏域における相談支援体制について（課題）】

① 相談支援専門員の不足について

- ・相談支援専門員1名あたり100件以上抱えている場合もある
- ・1人事業所が多く相談できないまま負担大となり撤退する事業所もある
- ・相談支援専門員の負担増大＝一人一人の当事者への支援低下
- ・圏域内における支給決定関係のバラつき（手続きの複雑さ）
- ・「相談は大変だ／お金にならない」というイメージが先行し、新規事業所が増えない

② 相談支援専門員のスキルについて

- ・実務に係る専門知識の不足
(障がい特性／総合支援法サービス／年金／虐待防止・権利擁護 等)
- ・当事者の「想い」に沿った支援への意識継続
- ・相談支援専門員対象の研修頻度が低い。遠方であり、業務多忙のため参加しにくい

【飯塚圏域における相談支援体制の充実に向けて（対策）】

① 相談支援専門員の確保について

◎ネットワーク構築（一人で抱え込まない、支え合える関係づくり）

- ・相談支援部会／「ネットワークふくおか 相談支援事業所ネットワーク部会」への参画
- ・勉強会や地域研修（実務者対象）の活用
- ・日頃の支援を通しての関係づくり

◎事業所開設への働きかけ

- ・地域研修（初任研修了者対象）の開催
- ・相談支援部会／「ネットワークふくおか 相談支援事業所ネットワーク部会」の活用

② 相談支援専門員のスキルアップについて

◎勉強会の活性化

◎地域研修（初任研修了者対象）の企画

◎地域研修（実務者対象）の企画

◎他研修の情報提供や活用

専門部会（在宅医療ケア会）活動報告書

部会名	在宅医療ケア部会（課題解決型）
目的	医療ケアを必要としている障がい児者とそのご家族が地域で安心して暮らしていくために、医療・福祉・教育・行政等が各支援分野の垣根を越えた取り組みを行うことで、社会資源の有効活用や開発（特に宿泊を伴うレスパイトの場の充実）を図る。
構成員領域	医療機関（医師・SW）／訪問看護ステーション／児童発達支援事業所／保健師（県・市町）／障がい者福祉担当職員／障がい者基幹相談支援センター職員 ※検討課題に応じて、新たな支援機関に参加を呼びかける
設置期間	上記課題の解決を以て終了とする（その後はネットワーク型として設置を検討）
開催頻度	1回／2ヶ月（必要に応じて臨時開催有り）
活動報告	<p>【平成29年度】</p> <p>■第1回在宅医療ケア部会 【開催日】平成29年11月27日 【参加者】部会員11名、事務局6名 【内 容】・部会長、副部会長選出 ・本部会での取り組み内容（年間計画等） ・意見交換（対象者の確認および把握方法、コーディネーター機能など）</p> <p>■第2回在宅医療ケア部会 【開催日】平成30年1月26日 【参加者】部会員9名、事務局6名 【内 容】・部会長、副部会長選出 ・2月予定の意見交換会の企画 ・平成30年4月の法改正による制度説明 ・意見交換（医療的ケアを必要とする障がい児者数の把握、コーディネーター機能、災害対策など）</p> <p>■第2回 医療的ケアを必要とする方の地域支援に関する意見交換会 【開催日】平成30年2月16日 【参加者】28名（児童通所支援事業所9名、特別支援学校2名、部会員11名、事務局6名） 【内 容】各事業所・学校での支援体制の紹介および現状の課題</p> <p>■第3回在宅医療ケア部会 【開催日】平成30年3月13日 【参加者】部会員11名、事務局8名</p>

【内 容】・意見交換会の振り返り（スキルアップやリスク管理、医療と福祉の連携強化や他職種連携を円滑にするコーディネーターの機能強化について具体的な取り組みの必要性）

- ・テーマごとのワーキンググループの発足の検討
- ・災害対策について

【平成30年度】

■第1回在宅医療ケア部会

【開催日】平成30年5月25日

【参加者】部会員12名、事務局7名

【内 容】・ワーキンググループ「研修企画部門」「連携ツール開発部門」「情報管理・災害対策部門」の確認

○研修企画部門：①基本的な医療ケアに関する総論、

②姿勢保持の基本知識、

③摂食・嚥下アプローチについて

④重症児・医療的ケア児の成長支援について

※第1回目は平成30年7月5日に開催予定

○ツール開発部門：地域の通所事業所（看護師）、訪問看護師、相談支援専門員などに参加を呼び掛け6月に第1回目の検討会を予定。

★ツール開発部門：第1回目検討会（平成30年6月21日）

【参加者】9事業所10名（医療ケアを実施している児童通所事業所、相談支援事業所、訪問看護ステーションなど）、部会員2名、事務局2名

【内容】各職種より、連携がスムーズになり、またリスク管理がしっかり行うためにあると良いと思うツールについて意見を出し合った。

★研修企画部門：第1回目研修会開催（平成30年7月5日）

【参加者】114名（院内職員25名、地域からの参加者89名：訪問看護師、理学療法士、作業療法士、相談支援専門員・教職員など）

【内容】「医療的ケア児への医療者の見方・考え方」飯塚病院小児科医師：大矢崇志氏
「地域で暮らす子どもたち～ライフステージにおける重症児との関わり～」

飯塚病院リハ科作業療法士：毛利あすか氏

■第2回在宅医療ケア部会

【開催日】平成30年7月17日

【参加者】部会員9名、事務局7名

【内 容】○研修企画部門：第1回研修会（7月5日）の振り返り。

○ツール開発部門：第1回検討会の報告。

○災害対策部門：7月6日の水害についての状況報告。今回の水害の経験をもとに、どの様な事で困ったか、今後どの様な対策が必要か。

	<p>★<u>ツール開発部門：第2回目検討会（平成30年7月19日）</u> 部会からの意見を受け、今後のツール開発検討会の進め方について確認。</p> <p>■第3回在宅医療ケア部会 【開催日】平成30年9月7日 【参加者】部会委員13名、事務局7名 【内 容】 ○研修企画部門：第1回目の研修会の報告、第2回目（12月頃に開催予定）のテーマについての意見交換。喀痰吸引等研修（3号）の開催について、麻生教育サービスの紹介。 ○災害対策部門：各職種からの情報紹介と意見交換。個別の対象者ごとに、住んでいる地域の環境を含めた対策シートの作成や2市1町での災害対策についての勉強会等の意見が出された。 ○ツール開発部門：今後の進め方についての確認、医療機関と福祉事業所間でリスク管理や連携がより充実するシートの検討、相談支援専門員などのコーディネーターが活用できるアセスメントシートの作成等を予定している事を報告。</p> <p>★<u>ツール開発部門：第3回目検討会（平成30年10月25日）</u> ・医療機関、訪問看護ステーション、通所事業所（看護師）間で正確な医療情報の共有を図るためのシートの検討 ・地域生活を支える為に必要なアセスメント内容の見直し、アセスメントを行う相談支援専門員・通所事業所間のアセスメントの情報共有方法についての検討</p>
<p>今後の活動 （案）</p>	<p>★<u>ツール開発部門：第4回目検討会（平成30年11月14日）</u> （11月以降の年度内の開催日程は未定）</p> <p>■第4回在宅医療ケア部会 【開催日】平成30年11月29日 【参加者】部会員・事務局 【内 容】現在検討している事項の継続検討</p> <p>■第3回医療的ケアを必要とする方の地域支援に関する意見交換会 【開催日】平成30年1月～2月頃に開催予定 【対象者】医療・福祉・行政などの関係機関／部会員・事務局 【内 容】在宅医療ケア部会での取り組み内容の報告・意見交換等 ※詳細は今後、部会員らで決定</p> <p>■第5回在宅医療ケア部会 【開催日】平成30年3月 【参加者】部会員・事務局 【内 容】現在検討している事項の継続検討</p>

平成30年度在宅医療ケア部会構成員名簿

10機関（順不同 敬称略）

機関・団体名	職種	氏名
飯塚病院 小児科 (小児等在宅医療推進事業委員)	医師 医師 ソーシャルワーカー	大矢崇志 部会長 田中祥一朗 後藤裕美
穎田病院 (家庭医療専門医)	医師	金弘子
嘉徳鞍手保健福祉環境事務所	保健師	小阪尚子
飯塚市健幸スポーツ課 保健センター係	課長 保健師	瀬尾善忠 藤田奈緒
嘉麻市役所健康課	保健師	藤井みはる
桂川町健康福祉課健康推進係	保健師	樋口智絵
アップルハート 訪問看護ステーション	訪問看護師	上野美津江
多機能型児童発達支援事業所 ひばり	障がい福祉サービス部門 統括責任者	廣瀬竜也 副部会長
児童発達支援センターこどもの森 多機能型児童発達支援事業所森の子	管理者	許斐孝史

障がい者地域自立支援ネットワーク（自立支援協議会）事務局

飯塚市社会障がい者福祉課	係長	梶原あゆみ 渡邊里美
嘉麻市社会福祉課障がい者福祉係	係長	福田津紀正
桂川町健康福祉課福祉係	係長	川野寛明
飯塚市・嘉麻市・桂川町 発達障がい児等相談支援機能強化事業所 ピース	理事長	毛利あすか
飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者基幹相談支援センター	相談支援専門員	小出悦子 彦田純子

就労支援分野活動報告

就労ネットワーク活動報告

開催日	毎月第4火曜 セルプちくほ
内容	4月 ハローワーク「障害者の法定雇用率並びに雇用関連の各種制度」について 5月 勉強会：定着支援事業について。 6月 研修会：職員研修について 7月 事例検討 8月 事業所見学：こもだのもり 9月 定着支援事業所見学：たんぽぽ大牟田中央サテライトオフィス 10月 AtoZ（就労移行支援・生活訓練事業所見学）ミーティング

就労継続支援A型事業所対象「アセスメント説明会」

開催日	平成29年12月26日（火）	飯塚市役所 本庁202会議室
目的	指定の様式のアセスメントを利用した上での提出をしていただくことを目的として開催。飯塚圏域のアセスメントを利用して提出していただくため、移行事業所の方に記入するポイントなどについて説明をしていただく。	
参加者	就労継続支援A型事業所：11名（9事業所）	就労移行事業所：1名 2市1町障がい福祉担当者：5名 基幹センター：3名
内容	①自己紹介 ②アセスメント説明 ③意見交換	

就労系福祉サービス事業所 意見交換会

開催日	平成30年2月8日（木）	飯塚市穂波交流センター
目的	就労をしたい方が増えていく中で、事業所の取り組みや支援から出てきた課題について、自分の事業所以外の事業所での取り組みを知ること、事業所間の連携と顔の見える関係作りを目的として開催。	
参加者	就労継続支援A型事業所：8名（5事業所） 就労継続支援B型事業所：18名（15事業所） 就労移行事業所：7名（5事業所）	ハローワーク：1名 就業・生活支援センター：4名 2市1町障がい福祉担当者：8名
内容	①挨拶	②自立支援ネットワークの説明 ③意見交換会

各グループから出た意見（一部）

- ・他の事業所の取り組みについて意見が聞けて良かった。同じ圏域の事業所であるため、身近な事として受け取れた。
- ・就労継続B型事業所のネットワークの大事にしたいと思った。
- ・同じ悩みについて共有が出来て良かった。

- ・ A型事業所の運営の難しい所や利用者の作業スキル・支援方法などについて、自分のところ以外のA型事業所の話聞いて良かった。
- ・ 支援者の理解・認識が一定でなければ誤った内容を伝え対象者を混乱させるため、支援の方法について、他の事業所から聞いたことは良かった。
- ・ 一人2分ぐらいで自分の事業所の自慢大会などの会を開催しても面白いと思う。
- ・ 先生たちにも福祉サービスについて知ってもらうために参加をして欲しい。

就労継続支援A型・B型事業所対象 意見交換会「事業所について教えてください」

- 開催日 平成30年4月24日(火) 飯塚市役所 穂波支所 大会議室
- 目的 2月に実施した意見交換会の中から出てきた課題について、「やってみたい」ことを「形あるもの」にしていくことを目的として開催。
- 参加者 就労継続支援A型事業所：5名(4事業所)
就労継続支援B型事業所：11名(11事業所)
就業・生活支援センター：4名 2市1町担当者：2名
基幹センター：7名
- 内容 ①自己紹介 ②意見交換会

各グループから出た意見(一部)

「やってみたい内容について」

- ・ 事業所見学ツアー ・ A型だけの意見交換会
- ・ 不定期でも構わないので制度の説明を含めた就労系福祉サービス事業所意見交換会を開催して欲しい。
- ・ 各事業所の自社製品(弁当・野菜・お米など)を使って販売などできないか。

「課題について」

- ・ 相談員との連携が出来ない。 ・ 最賃保証が出来る仕事内容の確保。
- ・ B型の利用者が増えない。 ・ 作業能力のある方の抱え込み。
- ・ ステップアップ(B型から移行)するための支援の難しさ。(情報提供の方法)

直方特別支援学校 意見交換会 「卒業に向けた進路支援について」

- 開催日 平成30年8月22日(水) 直方特別支援学校 多目的ホール
- 目的 教職員の皆様と福祉サービス事業所・基幹センター・行政機関がそれぞれの役割や、分からないことがあった時に相談出来る機関を知って頂くことで、顔の見える関係を作り、学校を卒業しても安心して地域で暮らすことを目的として開催。
- 参加者 直方特別支援学校教職員 他高等学校教職員 4名
就労移行事業所 7名(4事業所) 就業・生活支援センター 3名
2市1町障がい福祉担当 3名 基幹センター 8名
- 内容 ①飯塚圏域就労系福祉サービス事業所・就業・生活支援センターご紹介。
②(全体説明)サービス利用の方法について。 ③意見交換会

各グループから出た意見（一部）

- ・関係機関との連携を今からしておかないと、就労の時に大切だと思う。（小学部）
- ・保護者は親なき後の事を考えています。親なき後のケースで幸せに暮らしているケースがあれば教えて欲しい。（小学部）
- ・保護者への進路情報をどのように伝えていけばよいか。（中学部）
- ・生徒にあった進路先を見つける事の難しさ。（高等部）
- ・進路指導をしていく中で、親の協力を得ることの難しさ。（高等部）
- ・経済的な事に関する情報が欲しい。（高等部）
- ・就職希望の生徒の定着について。（高等部）

就労継続支援A型事業所対象「アセスメントの振り返りと意見交換会」

開催日 平成30年10月26日（金） 飯塚市役所 穂波支所 大会議室

目的 今年の4月から特別支援学校等卒業後A型を利用する方を対象に、指定の様式のアセスメント提出をしていただいた事を踏まえ、実際に、アセスメントを提出した事業所から直接話を伺い課題を整理していく。また、新規の事業所も増えているので、もう一度アセスメントについての説明を行なう。

参加者 就労継続支援A型事業所：9名（7事業所） 2市1町担当者：3名
基幹センター：7名

内容 ①挨拶・自己紹介 ②アセスメント説明・振り返り ③意見交換会

今後の予定

就労系福祉サービス事業所・相談支援事業所合同意見交換会 「気軽に声のかけあえる地域をめざして」

開催日 平成30年11月22日（木） 飯塚市穂波交流センター

目的 「働きたい」と希望する方が増加する昨今、就労支援に関する様々な課題が生まれる中で、一つ一つの想いを実現していける地域を目指していくためにサービス事業所と相談支援事業所・就労関係者の皆様を対象とした意見交換会を開催。

対象 就労継続支援A型事業所 就労継続支援B型事業所
就労移行事業所 就業・生活支援センター
ハローワーク 相談支援事業所

内容 ①就労支援ネットワーク活動報告 ②A型・B型事業所活動報告
③定着支援について ④意見交換会